

## 令和8年度山形県農林水産業デジタル活用支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県産農林水産物の更なる販売促進と新規顧客獲得・集客の拡大を図るため、次条に規定する事業実施主体がECモール出店に向けた取組みを行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

### (事業実施主体)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、山形県内における農林漁業者等（農林漁業者及び食品製造事業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。以下同じ。）及び産地直売所を営んでいる者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施主体が令和9年2月28日までに実施する、県産農林水産物等（加工食品を含む。）を販売するためのECモール出店に係る取組みとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、上限額を85,000円とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

### (交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 補助金の交付先となる口座の通帳（表紙及び中表紙）の写し

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについて

は、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号イ及びロに規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の名称の変更
- (2) 事業費の増又は30%を超える減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。
- 4 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書(様式第5号)を知事に提出し指示を受けなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和9年度から起算して5年間とする。
  - (2) 事業実施主体は、補助対象経費に係る補助金と重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。
  - (3) 事業の実施については、前条の規定に基づく交付決定後に行うものとする。

#### (実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3) 事業実施に伴う証拠書類(補助対象経費に係る領収書等)の写し
- (4) 事業内容がわかる資料
- 2 事業実施主体は、実績報告書の提出に当たり第5条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(支払い)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(事業完了後の状況報告)

第11条 事業実施主体は、補助事業完了後の状況について、状況報告書（様式第8号）により、令和9年9月30日までに報告しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

別表（補助対象経費）

ECモールへの出店に要する経費

（出店料、登録料、コンテンツ作成費（委託費を含む。）、その他知事が必要と認める経費）

注1 令和9年2月28日まで支払いを完了した経費に限り、補助対象とする。

注2 次の経費は補助対象外とする。

- (1) 公租公課（消費税）
- (2) 人件費
- (3) 消耗品、機材（パソコン等）の購入に要する経費
- (4) 保守管理費、月額利用料
- (5) その他、直接関係のない事業に要する経費